

部会長

みなさん、おはようございます。只今から第 704 回農地部会を開会いたします。本日は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第 21 条第 3 項の規定によりまして、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人には、久米地区の安永委員さん、難波地区の川端委員さん、二人の方をお願いいたします。

本日は、お手元に配布されております議案書のとおり第 1 号から第 11 号までの 11 件の議案が提出されておりますので、ご審議の程をよろしく願います。

まず、第 1 号議案、農地法第 4 条届出専決処理報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(藤久次長)

平成 27 年 5 月 26 日から 6 月 25 日までに専決処理した案件は 10 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 10 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地	9 件	5,012 m <sup>2</sup>
公的用地	1 件	188 m <sup>2</sup>

となっております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。只今第 1 号議案について事務局から説明がありました、本件についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長                    ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。続きまして第 2 号議案、農地法第 5 条届出専決処理報告について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局                    それでは、ご報告いたします。

(藤久次長)                平成 27 年 5 月 26 日から 6 月 25 日までに専決処理した案件は 28 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

                              これら 28 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

                              なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地	17 件	12,781 m <sup>2</sup>
商工業用地	10 件	4,749 m <sup>2</sup>
公的用地	1 件	48 m <sup>2</sup>

                              となっております。

                              以上でございます。

部会長                    ありがとうございます。ただいま第 2 号議案について事務局から説明がありました、本件についてご異議等ございませんか。

一同                        異議なし。

部会長                    ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案通り承認することといたします。

                              続きまして第 3 号議案、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について議題といたします、事務局から説明をお願いします。

事務局                    それでは、ご報告いたします。

(渡部副主                1 番、本件は残存小作でございます。

幹)                        本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は 3 条許可を受け、売却するとしております。離作補償はないとしております。

2番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

3番、本件は農地法の3条許可を受けて、平成20年8月8日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条許可により、転用するものでございます。離作補償はないとしております。

4番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償給付金を支払うこととしております。

5番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。

6番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。

7番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。

8番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。

9番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は3条許可を受けて、別の法人に貸付けるとしております。離作補償はないとしております。

10番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人の親戚が管理するとしております。離作補償はないとしております。

11番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

以上でございます。

部会長                    ありがとうございます。ただいま第3号議案について、事務局から説明がありました、本件についてご意見、ご異議等ありませんか。

部会長                    はい、白石委員。

白石委員                あの3番ですがね、どの土地かという図面がなかったようですが。これが浮穴分で南高井ですから。桑原、拓南、石井、浮穴で私は拓南ですから審議する中で、他のは図面があるが、これは図面がなくどの土地かわからない。それで審議ができない。これは後で5条でも係わってくると思います。そういう場合のことが、さっぱりわからないので、審議でわかるようにしてほしいと。

部会長                    白石委員が言っているのは3番の地番が入った図面がないということですか。

白石委員                ない。

部会長                    事務局さん。何かこれについて、ありますか。

事務局  
(渡部副主幹)                はい。18条の解約通知でございますけれども、申請の書類の中には地番図等の地図は求めておりませんので。土地の登記簿謄本と双方の解約通知のみ事務局に申請いただくようになっております。

白石委員                かまわないの？5条にも出ていないが。

- 事務局  
(渡部副主幹)
- 転用の方にはついていません。
- 白石委員
- 5条の時も図面を全部のけている。  
住宅地図をそのまま焼いたら地番が載っているから、審議するのに事務局に持って来いと言った。なんで焼かんのか？なんで、この一帯区域を審議するのに。議案書に出とるが、地番は出てない。いったいということで。
- 部会長
- 事務局、もういっぺん答弁してください。
- 白石委員
- 図面は全部抜けてあつただろう。どういうこと？そやから今3枚焼いたんじゃ。1つは地区計画の。農業ですから、川がどのようにつくかわからん。しんすい計画も。農業委員会で転用をかけたんだから。勝手に皆さんが転用をかけたんだから、あと水が来なくなっても知りませんよという理屈で売りに出されたら、こちらが怒られる。広い面積の場合は。
- 松下委員
- 改良区はどのようにOKしてるのですか。改良区がOKしているなら、別に問題なからう。
- 部会長
- はい、事務局。
- 事務局  
(藤久次長)
- 今は3号議案のことで審議しておりますので、3号議案のことについてお話しさせていただいたらと思います。これは解約通知を出していただいて、それを農業委員会は受理するだけでございます。その手続きの中に図面と位置図等を求めておりません。ですから地元の委員さんにもお示しはしていないということでございます。位置によって許可基準に照らして審査をしたりする案件ではございませんので、そういう通知をさせていただいているわけでございます。
- 白石委員
- 転用の時も位置は関係ないのか？

- 事務局  
(藤久次長)
- すいません。今は 3 号議案ですので、3 号議案の審査でお願いします。
- 部会長
- 他にございませんか。
- 一同
- 異議なし。
- 部会長
- それではご異議がないようでございますので、原案どおり承認することといたします。
- 続いて第 4 号議案、農地法第 3 条許可申請について、事務局の説明を求めます。
- 事務局  
(渡部副主幹)
- それでは、ご説明いたします。
- お手元に審査基準 1 号から 7 号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。
- 1 番、譲受人の柴田さんは、農地約 79 アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。
- 2 番、譲受人の重信さんは、農地約 165 アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に隣接する耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。
- 3 番、譲受人の竹田さんは、農地約 51 アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。
- 4 番、譲受人の光田さんは、新規農業者でございます。この度、本申請地を借り受け、農業経営に精進しようとするものでございます。なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。
- 5 番、譲受人の吉村さんは、農地約 125 アールを耕作する農業者でございます。この度、耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。
- 6 番、譲受人の橘さんは、農地約 65 アールを耕作する農業者でございます。この度、耕作便利な本申請地の贈与を受け、農業経営の規模を拡大し

ようとするものでございます。

7番、8番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の片岡さんは、農地約29アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を借入れ、及び、小作地解放にて取得し、農業経営の安定を図るものでございます。なお、本件は、取得後30a以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

9番、譲受人の永井さんは、農地約58アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に隣接する耕作便利な本申請地の贈与を受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

10番、譲受人の喜井さんは、新規農業者でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

11番、譲受人の西村さんは、農地約227アールを耕作する兼業農家でございます。この度、自宅から近い本申請地の贈与を受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

12番、譲受人の窪田さんは、新規農業者でございます。この度、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

13番、譲受人の西谷さんは、農地約70アールを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

14番、譲受人の忽那さんは、農地約96アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

15番、譲受人の塩出さんは、農地約120アールを耕作する兼業農家でございます。この度、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業に精進しようとするものでございます。

16番、17番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の一般社団法人いきるは、農地約99アールを耕作する法人でございます。この度、障害者の就農を目的としたモデル事業のため、解除条

件付きで本申請地を借入れしようとするものでございます。

18番、譲受人の河野さんは、農地約243アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に隣接する耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

19番、譲受人の忽那さんは、農地約74アールを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。ただいま第4号議案について事務局から説明がありました。それではここからは委員さんによる地元説明をお願いいたします。それではまず9ページです。4番は久谷地区ですので、池田委員さんお願いします。

池田委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の光田陽子さんは、久谷地区にて、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。

以前より農作業の手伝いをしているとの申し出があり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。

なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。次に7番8番ですけれども併用案件です。石井地区でありますので、戒能明久委員さんお願いします。

戒能（明）  
委員

先程事務局から説明がありましたように、譲受人の片岡さんは、現在北井門四丁目にお住まいで、農地約29アールを耕作する農業者であります。

今般、議案記載の農地に使用貸借権を設定し、耕作面積30アール以上として、農業規模の拡大を図るものであります。

農業に対する意欲も充分見受けられることから地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。



- 部会長                    はい、ありがとうございました。次が 10 番でありますけれども所在地が興居島地区でありますので、小池委員さんお願いします。
- 小池委員                    それではご説明いたします。  
先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人の喜井茂雅さんは桑原地区にお住まいですが、今般、興居島地区の農地を譲り受け、新規就農をお考えであります。  
地区審査において、営農体制や労働力等を確認いたしましたところ、今後、松山市農協指導員の指導を受けながら、農業大学校在学中の二男と協力して農業に当たるとしていることから、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をお願いいたします。
- 部会長                    はい、ありがとうございました。続きまして住所地在桑原地区でありますので、野本委員さんお願いします。
- 野本委員                    先ほど小池委員、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人の喜井さんは、興居島地区の農地を取得し、新規就農をお考えであります。  
住所地の農業委員として審査を行ったものでありますが、農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、了承いたしました。  
なお、本部会でのご審議をよろしくをお願いいたします。
- 部会長                    はい、ありがとうございます。次に 12 番です。堀江地区でありますので、担当の松下委員さんから説明をお願いします。
- 松下委員                    先ほど事務局から説明がりましたが、この窪田雄仁さんはもともと地元の方で代々農業をしていた方で、年も 27 歳で環境についても何の問題もなく新規農業に参画していただくということで、地元の審査を全会一致でしました。多分、認定農業者になってくれると思うんですが、皆様方のご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。なお、本部会でのご審議をよろしくお願ひいたします。以上です

- 部会長 ありがとうございます。ただいま 4 号議案につきまして、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。
- 一同 異議なし。
- 部会長 それでは本件ご異議なしと認め、原案どおり承認といたします。続きまして第 5 号議案、農地法第 4 条許可申請について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ご説明いたします。
- (藤久次長) 1 番、本件申請人は、農地約 21 a を耕作する農業者でございますが、平成 5 年当時、居宅敷地が手狭であったことから、農地法の許可を得ず敷地拡張し、農家住宅の増改築をしていたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。
- なお、本申請地の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は既存施設の拡張であり、例外的に許可できるものに該当すると判断されます。
- 2 番、本件申請人は、現在、借家住まいをしていることから、今般、新たに生活の本拠を構えるため、本申請地へ自己用住宅を建築しようとするもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。
- なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 h a 未満の農地であることから第 2 種農地と判断されます。
- 3 番、4 番は同一人の同一目的のための申請ですので、一括してご説明します。本件申請人は、相続により本申請地を取得し、今日まで耕作を続けていましたが、今般、将来の安定的な収入を確保するために、太陽光発電事業に取り組むこととし、日当たりがよく、四国電力への送電も容易な本申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。
- なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。
- 本件は 3 番、4 番併せて、申請面積が 1000 m<sup>2</sup>以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたし

ます。

5番、本件申請人は、飲食店勤務の傍ら、農業を営んでおりますが、今般、将来の安定的な収入を確保するために、太陽光発電事業に取り組むこととし、日当たりがよく、四国電力への送電も容易な本申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

本件は、申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

6番、本件申請人は、農地約19aを耕作する農業者でございますが、現在借受けている農業用倉庫を、所有者の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに、本申請地へ農業用倉庫を建築したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

7番、本件申請人は、市内庄に居住しておりますが、以前より、農地法の許可を得ず、隣接事業地の目隠し、騒音防止等のため庭地として敷地拡張していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。

なお、本申請地は市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている甲種農地でございますが、本件は既存施設の拡張であることから例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

ただいま第5号議案に対する事務局の説明は終わりました。つづきまして地元委員さんによる地元説明をお願いいたします。まず3,4番は、浮穴地区ですので、南委員さんお願いします。

南委員

先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請者の近藤さんは、現在、井門町にお住まいの会社役員兼農業者です。

今般、労働力不足で十分な耕作が困難となったこと及び、今後の収入源とするため、太陽発電施設として農地転用の許可申請に及んだものですが、

目的、内容ともに適切と認められることから、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくお願いします。

部会長                    ありがとうございます。次に 5 番ですけれども、久谷地区ですので、池田委員さんをお願いします。

池田委員                先ほど事務局から説明がありましたように、石橋 永次さんは、小野地区に居住する兼業農家であります。近年の不況により、現在の収入では生活が厳しい状況にあることから、新たに太陽光発電施設により安定した収入を確保するため申請に至ったものであります。隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしくお願いします。

部会長                    ありがとうございます。ただ今事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はございませんか。

部会長                    はい、白石委員。

白石委員                実はですね、これは審査は審査として。ちょうど農業委員会の役員さんが 3 月までは何キロと四国電力の買電数を発表していただいた。今のキロ数がどこまであるのかということを知りたい。実はこれを審査した以後に愛媛新聞に堂々と業者が農業収入プラス太陽光発電収入とこう新聞に出している。それで私もね、新居浜だったものですからその業者に電話をしました。新居浜は太陽光を一時転用だということをやっていると。毎月、県の常任会議もあるはずなんですけども、そこらのことをどういう取り扱いをしているのか現場の状況を知りたい。そのへんどんなですか会長。

部会長                    白石委員、ちょっと私からお尋ねしますけれども、それは新居浜の件についての質問ですか？

白石委員                うん。太陽光で出てくるもので新居浜市では同じ農業委員会の扱いで業者はどうと愛媛新聞に出とるんで。

部会長

白石委員の言っている新聞記事は私も見ております。それでね、松山市農業委員会として農地に対する太陽光発電の設置についての方針はすでに前回、お話しをしたとおりです。そして、あの時点での四国電力のお話もお伝えをしたはずなんです。だから、その方針は今でも変わっておりません。それともう1点、あれ以降、我々も四国電力へは行っておりませんので直近の数値はつかんでおりません。ただ、白石委員がおっしゃっておる県の常任委員会が出たか出ないかは、私はわかりませんので会長から出ておるかどうかだけ答えてもらえますか？

会長

常任委員会では出ておりません。

白石委員

いやいや県下で、市町村で違うのかと聞きよるんです。

会長

いや全然、話がないですよ。

白石委員

いやいや新聞には出しとるんだから。

会長

いや新聞には出ているかもしれませんがね。

白石委員

農地のままであっても、遊休農地ばかりだからね。

会長

え？

白石委員

ほじゃから遊休農地ばかりでね、農地を借りる必要もないし、転用をかける必要もないし。

会長

いや全然、話は出ずですよ。

白石委員

いや、ほじゃからよ。それを新聞には出るぐらいだから対応をね。農業委員会としての。

会長

ああ、農業委員会として対応を考えると。

- 白石委員                    そりゃあ、そうでしょう。
- 会長                         県の常任委員会ではね。
- 白石委員                    だから松山市は、だから農林省もここまで言うとなでね、農業委員会の方針を決めんとと言うとるんだから、懇々と私は言いましたよ。この間の6月議会で。
- 部会長                      白石委員、私から一言言わせてもらったら、要は松山市の農業委員会としてこの太陽光発電に対する取扱いは、法によって許可を **出せる**、要は法律どおりやれる場合についてはやると。それはあくまでも自己責任でやるという方針は変わっておりませんので、それで了解をしてください。
- ただ今言っておる新居浜での新聞記事は、たしかにもう何か月も前から私も見ておりますけれども、それはそれで松山市の農業委員会がどうこう言う筋合いではないと思いますので、松山市の農業委員会の方針は今までどおりですのでそれで了解をしてください。
- 白石委員                    土地の税金はどうなん？何になるん？雑種地？
- 部会長                      何ですか？
- 白石委員                    土地は転用をかけて何になるん？地目は。田からはっきり聞くが。田から何にしよる？地目は。はっきり聞くが。
- 部会長                      これはですね、地目は法務局が決めますので。
- 白石委員                    いや法務局が決めるが何になりよる？今まで。過去の。追跡して。
- 部会長                      過去ですか？
- 白石委員                    ほうよ。ずっと。
- 部会長                      過去どういうふうな地目になっておるかということですか？

- 白石委員  
それぐらい調べとろうが。長いんじゃないか。
- 部会長  
事務局分かりますか。
- 白石委員  
わからんじゃいかんのぞ。
- 事務局  
(藤久次長)  
今、部会長さんが言われたとおり、地目認定は法務局の権限ですので法務局が行います。今まで謄本等で全てではないですけども、見るところですと雑種地というふうになっていると思われま。以上です。
- 部会長  
他にございませんか。
- 一同  
異議なし。
- 部会長  
有難うございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたしますが、この案件につきましては、県許可分でありますので意見を附して県知事に送付させていただきます。  
続きまして、第6号議案 農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局  
(藤久次長)  
それでは、ご説明いたします。  
1番、本件受人は、現在、勤務の関係から、新居浜市で借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を祖母より借受け分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。  
なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄梅本駅から概ね500m以内にあることから第2種農地と判断されます。  
2番、本件受人は、来住町で水道設備業を営む法人でございますが、現在賃借している資材置場が地主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに本申請地を取得し、重機、ダンプ、碎石、砂等の露天駐車場及び資材置場として利用したいとしております。  
なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であ

ることから第2種農地と判断されます。

本件は申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

3番、本件受人は、建設業を主な業務とし、平成27年3月に設立した法人でございますが、自己の資材置場等を所有していないため、今回、本申請地を取得し、露天資材置場、車両置場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

4番、5番は受人が同一で、隣接する土地で事業を行う案件ですので、一括して説明いたします

本件受人は、建設業を主な業務とする法人で、業務の効率化を図るため、新たに既存宅地を購入し、事務所の移転を進めていますが、5番で隣接する申請地を取得し進入路を確保するとともに、4番で隣接する申請地を取得し露天駐車場として利用したいとしております。なお、5番については、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

また、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は、伊予郡砥部町に本社を置き、医薬品販売業を主な業務とする法人でございますが、現事業地が手狭で、今後の事業継続に支障が出てきたことから、この度、立地条件の良い本申請地を取得し、本社機能及び物流センターを移転したいとしており、7番の株式会社テクノ重機と一体での本市の地区計画に伴う開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

本件は申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

7番、本件受人は、クレーンのリース業を主な業務とする法人でございますが、現事業敷地が不整形等により効率が悪く、事業に支障が出てきていることから新たに本申請地を取得し、事務所及び露天駐車場として利用したいとしており、本市の地区計画に伴う開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。



本件は申請面積が 1000 m<sup>2</sup>以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

8 番、本件受人は夫婦で、両親と同居し、農地約 66 a を耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なこと及び通勤の関係から、本申請地を父親より借受け、農家住宅を建築したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、市役所和気支所から概ね 500m 以内にあることから第 2 種農地と判断されます。

本件は、農地法第 3 条許可による取得後 3 年未経過の短期転用になる案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

9 番、本件受人は父親と同居し、農地約 67 a を耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、本申請地を父親より借受け、農家住宅を建築したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

10 番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございますが、既存施設が手狭で、事業に支障をきたしていたことから、平成 24 年頃より農地法の許可を得ず、隣接する本申請地を露天駐車場及び資材置場として利用していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。

なお、本申請地は市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている甲種農地でございますが、本件は既存施設の拡張であることから例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございます。ただいま、第 6 号議案について、事務局からの説明がありました。それではここから、委員さんによる地元説明をお願いいたします。2 番は、久米地区ですので、安永委員さんお願いします。

安永委員

それでは、地元説明をいたします。

先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の「有限会社井伊設備工業」は、来住町で水道設備工事業を営む法人であります。

現在、賃貸借中の露天資材置場及び露天駐車場が所有者の都合により使

用できなくなりました。その代替地として確保するため、申請に至ったものであります。

地元としては了承した訳であります。なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。

部会長

はい、ありがとうございます。次は 6, 7 番が浮穴地区でありますので、南委員さんから説明をお願いします。

南委員

それでは、まず 6 番の方からありますが先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請者の「株式会社よんやく」は、現在、伊予郡砥部町に事業所を構え、医薬品販売を主たる事業とする業者であります。今般、本社および物流センターの移転のため、農地転用の許可申請に及んだものですが、目的、内容ともに適切と認められ、また、他法令に基づく手続きも同時に進められていることから、地元としては了承いたしました。

そして 7 番の方でございますが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請者の「株式会社テクノ重機」は、浮穴地区に事業所を構え、クレーンリースを主たる事業とする業者であります。今般、既存の敷地では車両等の駐車や入れ替えなどに困難が生じてきたことから、農地転用の許可申請に及んだものですが、目的、内容ともに適切と認められ、また、他法令に基づく手続きも同時に進められていることから、地元としては了承いたしました。

この 2 件、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。

部会長

はい、ありがとうございました。次は 8 番でありますけれども和気地区でありますので、私から説明をさせていただきます。

それでは説明いたします。

ただいま事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人の佐藤宏樹さんと佐藤美保さんは、興居島地区にお住まいの兼業農家であります。

佐藤宏樹さんにつきましては、自宅から勤務地までフェリーを利用して通勤しなければならず、勤務に支障をきたしていることから、無理なく勤務することができ、なおかつ、耕作地から近く農業用倉庫敷地に隣接する本申請地に、農家住宅を建築しようとするものであります。

本申請地は、3 条許可後、1 年 7 ヶ月しか経過しておらず、短期転用に該

当しませんが、適正に耕作されており、取得後、住宅建築を予定していた農業用倉庫敷地の隣に保育園が建築され、適地ではなくなったことから、やむを得ず本申請地を選んだものであり、他に代替地もなかったため、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

以上で第 6 号議案につきまして、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件につきまして、ご意見、ご異議はございませんか。

白石委員

ちょっと。

部会長

はい、白石委員。

白石委員

意味があつてね、地元で困って。5 条の 6 番。たしかに、よんやくで地区計画で行政でも取り組んどの。地域的にはいいことなんで認めたということなんですがね、ここだけが地番がわからない。図面がついてない。地番が抜いとる。なんで、他は全部地番が入っとる図面をつけてくれとった。

ところがね、このよんやくのだけね、まあ皆さんに見せたらわかると思う。たまげる。それで、このよんやくの中に 18 条がさっきは併用案件じゃけんね、これが困るんよ。3 条の併用の。このよんやくの中に 2 筆ある。地主と小作を分けるか言うたつてね、よんやくが失敗したら先のがパーになる。3 条が。解約が。18 条が。

このよんやくの中に 2 筆はいつとるんでね、ほて地番がひとつもはいつとらんので、どの土地やらわからん。これだけよ。このようにまわりと合わしとるんよね。引っ付けたら全部。ほて、うちの同じ行政の中で都市計の中には、やはりよんやくだけの解除がでとる。さあ困ることは、私が怒られたのがね、水のことなんですよ。川でもいくらでも通っとるのに、よんやくの新しい会社のあれだけしかでていない。農業委員会で転用かけて、1 筆ずつ転用かけて。よんやくの来る会社の都市計の方はそう。あと、うちが法的にやつとるからでええですよで結構かもわからんけど。水がついた時にどうしてくれるんぞと言うてくるのよ。そんな合議はしとるんかな。はっきり言うとかけど。ほて、なんでこの図面を普通の図面を焼いたらこれ良かったんよ。職員に言うたんよ。すぐ焼いてこいと。宅地もあるし全部あるしな。雑種地も全部。わざわざここを抜いた図面をなんで農業委員

会がつけて。

部会長

白石委員さん、ちょっと私から説明させてもらいますとね、白石委員に渡した最初の図面がね、地番が入ってなかったらしいんじゃないけどね、それは事務局がね故意に地番の入っていない図面を渡した訳ではないと思うし、後で地番の入った図面はすでにお渡しをしておると思うんで、この件についてはもう了解してください。

白石委員

何言いよるんぞ。ほじゃから、そういうことをなんですかと言ひよる。

部会長

いやいや、だから今後はですね漏れがないように事務局としては注意してもらって。だから今後は注意をするということで了解してください。

白石委員

18条までこの中にはいっとるんです。解約のが。解約なんか先もね、しとって後ができなんだら、大ごとになるんや。

部会長

白石委員さん、あえてですね本来なら地番の入った分を渡さないといかんのに、これは都合が悪いと行って渡さなかった訳ではないんですから。

白石委員

最近はそういうようにしよるんかと聞いたんよ。

部会長

いやいや、そんなことあるはずがないでしょう。  
それはそれで了承をしてください。

白石委員

ほて、職員がするじゃないんじゃ。農業委員が寄ってしよるのに、どこやらわからんところ、どこの地番やらわからん。住宅地図を写してこいと言ったらそのまま出るんじゃ。なんで、こう抜いたのを出すかと言ひよる。

部会長

いやいや、だから抜いたのを出したんじゃないなくて、たまたまお示ししたのに地番のない図面だったということですから。

白石委員

なんでそうするんかと言ひよる。わざわざ。

- 部会長                    なんでそうするかというより、結果的にそうなったということを使いよるんで。
- 白石委員                おかしかろうが。
- 部会長                    もうこの件について了解をしてください。
- 白石委員                おかしいわい。
- 松下委員                すいません、すいません。
- 部会長                    はい、松下委員。
- 松下委員                白石議員の質問を聞きよるとですね、自分の頭の中でわかっとるんだったら次からこうしてくださいという意見が出るはずだと思うんですけどね。
- 白石委員                そうよ。ちゃんとそうしたらええんやが。
- 松下委員                なんで言うてないん？言うてないやろうが。事務局がこうしますということ聞いてなかろうが。ちゃんと聞かんか。ほやから、お前が質問するのを質問だけして事務局をいじめるようなことをせずとお前がよう知っとるんやったら、これからこうしたらどうですかという代案をちゃんと出せ。
- 白石委員                最近はこんなことをしよるんかと言いよるんよ。
- 松下委員                ほやから、いじめるだけではダメだと。わしもこうしよったんやから、地番がない図面やったら、ちゃんと地番入りの図面をつけてくださいということ伝えんかい。それだけやろう。何の問題もないのに、グズグズ言うな。ホントに。
- 部会長                    はい、ありがとうございます。他にございませんか。

- 一同 異議なし。
- 部会長 はい、それでは他にないようですので原案のとおり承認することといたしますが、この案件につきましては、県許可分でありますので意見を附して県知事に送付させていただきます。
- 事務局 続いて第7号議案、平成27年度第4号農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (片山主査) それでは、ご説明いたします。
- 本日の案件4件の内、使用貸借権が1件、残り所有権移転が3件となっております。利用集積計画の総面積は合計8,732.41㎡でございます。
- 番号1の譲り受け人は、農地中間管理機構としての事業を目的の1つとして設立された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、まとまった利用集積を促す為、担い手の掘り起こしをし、借り手候補がみついている本申請地に対して農地中間管理事業に係る使用貸借権を新規に設定するものです。権利の取得後、機構が「農用地利用配分計画」を決定し、県の認可、公告を経て借り手の方に9月頃正式に転貸される予定です。
- 18ページ 番号2の譲り受け人は、約120アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。
- 番号3と4の譲り受け人は、約675アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。
- 以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- なお、公告予定日は、平成27年7月31日となっており、公告により効力が発生することとなります。
- 以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 部会長 はい、ありがとうございました。ただいま、第7号議案について、事務局の説明がありました。本議案についてご異議等ございませんか。
- 一同 異議なし

部会長

ありがとうございます。ご異議ないようですので、本件を異議なしと認め、本件原案のとおり承認することといたします。次に、第 8 号議案、農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

（片山主査）

この農用地利用配分計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を決定する前に、同法律第 19 条 3 項の規定、《計画案の提出等の協力》に基づき松山市農業委員会の意見を聴取するものです。

5 月の農地部会におきまして機構が利用権を設定した 11 筆をご審議いただきました。これに関しては平成 27 年 6 月 1 日に市の公告が済み、同日付けで使用貸借権が機構に設定されております。この設定された農地について転貸する利用配分計画案について意見を求められております。

総面積は合計 26,460 ㎡、11 筆、全て使用貸借権です。

この案を松山市が機構へ提出し、農用地利用配分計画を機構が決定した後、県が認可し、8 月頃の公告という流れになっています。そのため、9 月頃北谷氏、竹村氏、能田氏に耕作権が設定される予定です。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

部会長

ありがとうございました。ただいま第 8 号議案について事務局の説明がありました。本件についてご意見等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

異議ないものと認め原案のとおり決定といたします。次に、第 9 号議案農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

（渡部副主幹）

平成 27 年 5 月 26 日から平成 27 年 6 月 25 日までに専決処理した案件は 5 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらつきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い受理通知書を交付いたしました。

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございます。ただいま第 9 号議案について事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい、それでは異議なしと認め、原案のとおり承認いたします。続いて、第 10 号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(片山主査)

農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。

この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。

なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号 1 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

番号 2 の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましても、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされていることを確認いたしております。

なお、倉庫部分については、適用除外となっております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。



- 部会長                    ありがとうございます。ただいま第 10 号議案について事務局から説明がありました。
- 本議案についてご異議等ございませんか。
- 白石委員                 はい、ちょっと待って。
- 部会長                    はい、白石委員。
- 白石委員                 相続税の納税猶予のことをちょっと聞いときますけどね、これ 119 m<sup>2</sup>のうち 44.45 m<sup>2</sup>ということで、これはどんなんかな。農業用倉庫部分を除外ということで、除外する必要はないんじゃないんかね。それとな、農業用倉庫というのはこの前も 5 月や 6 月もしてたが、これもおかしいんじゃないんかね。これ私出してみたんよ。そんでね、農業用倉庫で納税猶予 200 m<sup>2</sup>までこれ県、国かまわんという理由はなんかね。それから基本的なことを忘れとるんじゃないん。
- 部会長                    ちょっと待ってくださいね。この件は前回の部会でも説明はしております。先日の市議会の本会議でも会長から答弁をしております。なんら今までの説明と変わっておりませんが、最後にですね、まあ最後というわけではないんですけれども、この件についてまとめたものを会長から答弁をさせていただきます。
- 会長                      納税猶予における農業用倉庫の取扱い。贈与時（相続開始時）において農業用倉庫となっている土地は、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことから、贈与税（相続税）の納税猶予の特例の対象となる農地にあたりませんので、転用許可が必要でない 200 m<sup>2</sup>未満の農業用倉庫が建っている敷地であっても「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」の特例適用農地の面積から除外して申請する必要があります。ただし、納税猶予の適用を受けた後において、農業用倉庫として転用したとしても引き続き納税猶予の適用を受けることができます。以上です。
- 部会長                    白石委員、了解してもらえたでしょうか。

- 白石委員　　いや、200 m<sup>2</sup>ほたら、市街化区域になつとろう。改正があつて、市街化区域しか納税猶予受けれまい？
- 会長　　200 m<sup>2</sup>未満の農業用倉庫を建てる敷地であっても、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」の特例適用農地の面積から除外して申請する必要があります。
- 白石委員　　200 m<sup>2</sup>以下でも？
- 会長　　はい。
- 白石委員　　それおかしい。私はこないだ県の地方局の職員に教えたところなのに。それ大ごとやるぞと。冗談みたいなことを言うたらいかんのよ。県の地方局の職員に私が教えた。それ忘れとった言つて大ごとまくるいうて。ほやから、反対や。200 m<sup>2</sup>まではかまわんのよ。かまんのですが。農業用倉庫を建築確認を本当は下さんといかん。全部。
- 部会長　　白石委員ね。
- 白石委員　　ほたら、下ろすん？
- 部会長　　いやいや、建築確認とは別です。ようは200 m<sup>2</sup>当初にですね、納税猶予を受けるときに倉庫が建っていたら、その分は外しますよと。これが第1次原則なんです。ただしですね、受けた後で途中でですね倉庫を建てた土地については継続して納税猶予を受けられますよというのが税務署から答えは出ております。だから、出発ではですね倉庫が建っていたらダメですよというのが税務署から、これ決めるのはご承知のように税務署が決めることなんで。税務署の答えは明確に出ておりますので。
- 白石委員　　それはね、ちょっと部会長がね、言い過ぎるんよ。それと5月なんかにはね、こういうように書いとるんよ。議案書にね、近日中に農業用倉庫を建設する予定のため一部除外ということで98 m<sup>2</sup>除外しとるわい。こういう場合はどういうことかはっきり言つときますがね、この田の98 m<sup>2</sup>どこやら

わからんよね。ほたら、後日に 98 m<sup>2</sup>建築確認を下してやるときに、きっちり 98 m<sup>2</sup>ならええ。分筆して 100 m<sup>2</sup>になったら 2 m<sup>2</sup>誤差ができるんよね。そうじゃないんよ。98 m<sup>2</sup>いうたらその時に税金払ったら同じことよ。

松下委員

バカな議論しよったら帰るぞ、わしは。

白石委員

いやいや、そうじゃないんよ。これは扱いが全然違うから言いよる。建つとっても、ほたらね、誰かこんなこと知らなんだん？はっきり言いましょうか？

松下委員

はっきり言いよるやないが。いつも。

白石委員

言いよるんじゃけど、わかってないが。

松下委員

わかっとるんよ、みんな。ついなことを何べんでも言うけんいかんのよ。わかっとるんよ。お前の言うとおりにんよ。200 m<sup>2</sup>以下やったらかからんのよ。

白石委員

200 m<sup>2</sup>まではね、はっきり言っときますが農業用倉庫いうのはハウスなんか施設園芸なんかを農家は今やるでしょ。5反とか6反とかやる。ほたら資材を入れるために2畝ぐらいの200 m<sup>2</sup>ぐらいのものがいると。ほたら5~6年とか10年とか入れるわけよ。ほたら農地のままで建ててよろしいと。ほたら5~6年経ったら、日本は水田農業だから、山が7割、平地が3割の水田農業の国だから、ほたらその土が雑菌が湧いて厭地になるから。連作障害が起きるんですよ。ほたらそっくりハウスが5~6反変わった時に転用をかけたったりしたら、そこに200 m<sup>2</sup>の宅地が残るんです。一番ここできかんののが、このあいだ県の職員に教えたのが、道前道後平野だったら、道前というのは桜三里から向こう側、西条側。ほて道後はこちら側。

松下委員

部会長、講習を後でもらったらでかまんけん。本部会は本部会に係わる審議をしてください。

- 白石委員 水のことやから、農業で一番大切なんでしょ。これが。
- 松下委員 水のごとは農業委員会より改良区の方が大事じゃわい。
- 部会長 はい、もう分かりましたから。もうこの議題とは離れてきておりますので。他にございませんか。
- 一同 異議なし。
- 部会長 ありがとうございます。
- 村上委員 ただし勉強はしておけよ。役員はみな。明確に答弁できるように勉強だけしておきなさい。それだけ申し上げておく。
- 部会長 はい、次に、第 11 号議案にまいります。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局  
(片山主査) ご説明させていただく前に、議案書の一部訂正がございます。
- 番号 3 の利用状況等の欄に 498 は、498-1 に分筆後、495-2、495-3 を分筆と記載しておりますが、495-3 を合筆と訂正していただきますようお願いいたします。
- それでは、ご説明させていただきます。農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後、20 年間適正な耕作を継続して行いますと相続税は免除されます。今般、税務署より現地の確認依頼がありましたので農地の利用状況の確認を行ったものでございます。
- 番号 1・2 につきましては適正に耕作していることを確認しております。
- 番号 3 につきましては分筆及び合筆をしている農地があるほか、一部の農地に面積錯誤による更正があります。なお、現地は、適正に耕作していることを確認しております。
- 以下、番号 4 から 11 につきましても適正に耕作していることを確認しております。

以上の農地は、地区の委員さんに確認していただきました。

なお、最終的に納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署が再度現地の確認を行いまして、判断することとなります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。本議案についてご異議ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

有難うございます。それでは、異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。

以上で本日の提出議案 11 件の審議は全て終了いたしました。ここで委員さん他に何か。

村上委員

はいはい。

部会長

はい、村上委員さん。

村上委員

あのですね、もう 2 年 3 年前のことじゃったんですが、私の車を農業委員会に出席するのに玄関前でとめられよった。そしてそれを会長に言ってなんとかせいということでもらって、それからずっと素通りしよった。その後ずっとここでやっておるから、私にとっては必要ないようになったんじゃけどね、何人かの人が何とかしてもらってくれないかという意見が出とるんです。これを申し上げておきます。会長、しっかりと交渉してですな、そうしてあげてください。市議会議員は議会中は全部無料です。駐車場。そしたら市議会議員も農業委員も公職選挙法で出とるんですな。だから、それぐらいのことは市も考えないかん。

会長

それをたびたび言ったんじゃけども。

- 村上委員 1日2時間じゃな、10時半からじゃけえ10時前に来てだな、まあ2時間じゃろう。する間が。その2時間ぐらいは無料にきなさい。ということは、一般の駐車場は1時間以内は無料よね、現在も。ほたら、あと1時間じゃろうがな。そのぐらいのことは、あんた話をして。
- 会長 それをたびたび言ったですけど。なかなか了承してくれんのですが。
- 村上委員 ほやけど、あんた市議会議員も農業委員も。
- 会長 5回ぐらい言うたんですよ。
- 村上委員 言わんけん、農業委員は差別しとるんのかと。市議会議員も農業委員も同じぞ。こう言うたらえんよ。詰めが足らんよ、詰めが。まあそれだけ申し上げておきます。
- 部会長 事務局、何か連絡事項は有りませんか？
- 事務局 はい、次回の農地部会の開催日でございますが8月10日月曜日を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。  
(松木局長)
- 部会長 はい、ありがとうございます。他にないようでしたら、以上で第704回農地部会を閉会します。ありがとうございました。  
(11時50分終了)

